

◎佐賀県条例第28号

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県職業能力開発促進法施行条例（平成23年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第8条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。</p>				<p>(手数料の徴収)</p> <p>第8条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。</p>			
納付義務者	手数料		納付時期	納付義務者	手数料		納付時期
	名称	額			名称	額	
1～3 略				1～3 略			
4 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「政令」という。） <u>第3条第1号の規定に基づく技能検定試験を受けようとする者</u>	技能検定試験手数料	(1) 実技試験 17,900円 (2) 学科試験 3,100円	受験申込みのとき	4 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「政令」という。） <u>第2条第1号の規定に基づく技能検定試験を受けようとする者</u>	技能検定試験手数料	(1) 実技試験 17,900円 (2) 学科試験 3,100円	受験申込みのとき
5 <u>政令第3条第2号の規定に基づく合格証書の再交付を受けようとする者</u>	技能検定合格証書再交付手数料	2,000円	再交付申請のとき	5 <u>政令第2条第2号の規定に基づく合格証書の再交付を受けようとする者</u>	技能検定合格証書再交付手数料	2,000円	再交付申請のとき

改正前	改正後
2・3 略	2・3 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。